

## 政策会議報告書

令和元年5月21日

報告者 総務部長

件名	年次休暇の取得促進について								
要旨	<p>年次休暇は、心身の疲労を回復させ、労働力の維持を図るとともに、ゆとりのある生活を実現させることを目的としているものです。</p> <p>年次休暇につきましては、働き方改革の推進のため、民間企業においては労働基準法が改正され、2019年4月から、年10日以上年次休暇が付与されている労働者について、年5日の確実な取得が義務付けられました。</p> <p>これを受け、国家公務員についても義務化ではないものの、平成30年度人事院勧告において、年次休暇を同様に取得することができるよう配慮することが求められ、2019年4月より取組を実施しています。</p> <p>本市においても、これらの民間労働法制における措置や国家公務員の取組を踏まえ、これまで以上に年次休暇の積極的な取得促進に取り組む必要があります。</p> <p>つきましては、趣旨をご理解いただき、引き続き、休暇の取得しやすい職場の環境づくりに努めていただくようお願いします。</p> <p>また、年次休暇の取得促進にあたっては、『年休取得促進週間』の導入や、年次休暇取得計画表の活用などにより、計画的な年次休暇の取得促進に取り組んでいただくようお願いいたします。</p> <p>なお、職員のワークライフバランスの実現に向けては、市長以下特別職の皆様のイクボス宣言において、職員の休暇制度の活用を推進していくことが掲げられています。各所属においては、趣旨をご理解のうえ、所属職員へのご配慮をお願いします。</p> <p>参考：年次休暇平均取得日数（10日以上取得者の割合）</p> <table border="0" data-bbox="478 1624 1109 1747"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>11.6日（54.6%）</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>11.5日（53.8%）</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>11.1日（52.3%）</td> </tr> </table>			平成30年度	11.6日（54.6%）	平成29年度	11.5日（53.8%）	平成28年度	11.1日（52.3%）
平成30年度	11.6日（54.6%）								
平成29年度	11.5日（53.8%）								
平成28年度	11.1日（52.3%）								
所管名	総務部 職員課	電話番号	04-2998-9048						

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。